

有明教育芸術短期大学
令和7年度入学者「2年間の学費で3年間学べる奨学金」募集要項(追加募集)

1. 奨学金の趣旨・特徴

本奨学金は、本学を第一志望とし、本学への入学を強く希望する者を対象に経済的に支援することを目的としています。

奨学金として、卒業までの3年間に1年分の学費に相当する100万円を免除します。返還の必要はありません。

奨学金の決定通知を受けてから、出願することも可能です。

2. 奨学金の内容

3年間で合計100万円の学生納付金を免除します。(後期授業料より免除)

1年生免除額 30万円、2年生免除額 30万円、3年生免除額 40万円

3. 申請資格

次の(1)と(2)両方に該当する者

(1) 本学を専願で出願する者及び出願した者

※ただし、学校推薦型選抜(特待生)合格者を除く

(2) 次の①または②のいずれかに該当する者

① 主たる生計維持者の前年度収入が、概ね910万円未満の者

② 23歳未満の子どもが3人以上いる世帯に属する者

※収入が基準を超える場合や給与所得者以外の方は別途ご相談ください。

4. 申請書類

(1) 本奨学金申請書(追加募集) ※所定用紙

(2) 主たる生計維持者1名の直近の所得証明書

① 給与所得者は、令和6年度源泉徴収票のコピーを提出

② 給与所得者以外は、令和5年度確定申告書のコピーを提出

③ 所得がない場合は、市区町村発行の住民税非課税証明書の原本またはコピーを提出

5. 申請方法

郵送(締切日必着)または、有明教育芸術短期大学事務局窓口提出

郵送先：〒135-0063 東京都江東区有明 2-9-2

有明教育芸術短期大学「2年間の学費で3年間学べる奨学金」担当宛

6. 申請期間

追加募集期間：2025年1月9日(木)～2025年2月28日(金) 17:00必着

7. 募集人数

若干名

8. 選考及び結果通知

選考は申請書類を基に主たる生計維持者の所得及び家族構成を考慮の上、書類審査を行い、適用者を決定し、郵送にて通知します。

追加募集結果通知：申請書類受理後、7日以内に郵送にて通知

9. 国の修学支援新制度(日本学生支援機構給付型奨学金及び授業料減免)との併用について

本奨学金と国の修学支援新制度との併用はできません。日本学生支援機構の給付型奨学金予約採用申請を行っている(行う予定)場合でも申請は可能ですが、国の支援が決定した段階で、自動的に本奨学金の減免を停止します。

なお、入学後、国の修学支援新制度の要件を満たさず、国の支援が停止となった方には本奨学金制度を適用いたします。ただし、その時点で申請資格の所得条件を満たしていることが条件となります。

10. 奨学金(学生納付金減額)の手続

入学後、毎年8月下旬に減額した後期学生納付金通知書を発送します。指定期日(10月中旬)までに減額後の金額を納付してください。

11. 個人情報の取扱い

本奨学金の申請にあたりお知らせいただいた個人情報については、奨学金の審査以外の目的に使用することは一切ありません。

12. その他注意事項

- (1) 本奨学金の申請や選考は、入学試験の合否に影響を与えるものではありません。また、奨学金の採用決定が、入学試験の合格を保障するものではありません。
- (2) 本奨学金申請者が、入学金免除制度の申請を行うことは、資格要件を満たせば可能です。
- (3) 本奨学金の申請に提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 入学後次のいずれかに該当した場合は、奨学金が中止となります。
 - ① 所得が申請資格基準を超えた場合。
(奨学生となった場合、毎年、所得証明書の提出が必要です)
 - ② 理由のいかんにかかわらず、留年となった場合。
 - ③ 自主退学をした場合または学則により除籍となった場合。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の返還を求めることがあります。
 - ① 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合。
 - ② 学則により、停学または退学の懲戒処分となった場合。

13. お問い合わせ

有明教育芸術短期大学

「2年間の学費で3年間学べる奨学金」担当

電話 03-5579-6211 (月曜～金曜 9:30～17:30)

E-mail : sship@ariake.ac.jp